

平成17年度廃棄物・リサイクル対策関係予算内示の概要

－ 持続可能な循環型社会の構築の推進 －

平成16年12月21日

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

ゴミゼロ社会の実現を目指して、循環型社会形成のためのシステムの構築や社会資本整備を図ることにより、廃棄物等の発生抑制と適正な循環的利用を推進する。

このため、循環型社会システムの構築・リサイクルの推進、廃棄物処理・リサイクル施設や浄化槽の整備、PCB廃棄物の処理体制の整備、不法投棄対策等を推進するとともに、アジアにおける適正な資源循環の確保に向けて取り組む。

【主な要求事項】

(単位：百万円)

1 循環型社会システムの構築・リサイクルの推進

- ゴミゼロ型社会推進事業費 86 → 95
循環型社会の形成に向け、市民の参加を得て全国的な規模での普及啓発事業及び地域での取組を展開する。
また、一般廃棄物処理会計基準の策定、有料化や分別収集に関するガイドラインの策定等により、廃棄物処理の流れの中で様々な主体が参加した発生抑制やリサイクルの推進を図る。

- リサイクル制度の体系化・高度化推進事業 39 → 40
リサイクルの質の改善、高度化を図るため、各種リサイクル法の見直しに備えた実態把握や関連技術の評価等を行う。

- エコ・コミュニティ事業経費 72 → 62
循環型社会形成推進基本計画の効果的な推進を図るため、NGO/NPO等民間団体や企業等が連携して行う循環型社会の形成に向けた取組のアイデアを公募し、モデル事業として実施することにより、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)等の循環型社会に向けた取組を促進する。

○アジア資源循環推進構想事業

14→100

(不法輸出入防止・国際循環戦略検討事業費を改称)

平成17年春に我が国で開催される「3Rイニシアティブ」閣僚会合を受けて、アジア各国の関係者からなるフォローアップ会合を開催し、資源循環の推進方策、バーゼル条約の適正な運用等について検討する。

○産業廃棄物処理業優良化推進事業

51→52

産業廃棄物処理業の優良化を推進し、さらには資源循環ビジネスの育成と活性化を図るため、処理業者の優良性の判断に係る評価基準の高度化、優良業者に係る情報インフラの整備、産業廃棄物処理業の将来ビジョンや新しいビジネスモデルの提示等を行う。

○電子マニフェスト普及促進事業

200→180

産業廃棄物の不適正処理事案への迅速な対応を図るとともに、廃棄物処理システムの透明性を向上させるため、電子マニフェストの普及拡大のためのシステムの高度化・大容量化、普及促進のためのモデル事業の実施等を行う。

2 循環型社会の実現に向けた社会資本整備等

(1) 廃棄物処理・リサイクル施設の整備、エコタウン事業の推進等

○廃棄物処理施設整備費（公共） 【別紙参照】

134,008 → 107,847

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、国と地方が協働し、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進する「循環型社会形成推進交付金制度」を創設する（17年度予算額（案）230億円）。

本制度は、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進等に関する戦略的な目標を設定し、それを達成するために必要な廃棄物処理やリサイクル施設の整備、関連する計画支援事業に対し、必要な資金を交付するものである。

交付額については、対象事業費の1/3を原則とし、循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設として、高効率原燃料回収施設に対しては対象事業費の1/2を市町村に一括交付することとしている。

なお、平成16年度以前に着工した一般廃棄物処理施設整備事業の継続分、浄化槽整備事業の一部、PCB処理施設整備事業、産業廃棄物処理施設モデル的整備事業及び広域廃棄物埋立処分場については、平成17年度も引き続き廃棄物処理施設整備費国庫補助金により支援を行う。

○ゴミゼロ型地域社会形成推進施設整備事業（エコタウン事業）

750→400

都道府県等による「ゴミゼロ型」地域社会の形成を目指した計画（エコタウン計画）に基づいて民間業者が取り組む廃棄物の再生利用に係る施設のうち技術的に先進性・先駆性を有する等の要件に該当するものの整備に対して補助を行う。

○廃棄物処理施設における温暖化対策事業（石油特別会計）

1,000 → 1,505

廃棄物処理業者が行う高効率な廃棄物発電施設、廃棄物熱利用施設等の整備事業であって、発電効率や熱利用量等が一定の要件を満たすものについて、これに伴う投資の増加費用に対して補助を行い、廃棄物分野における温暖化対策の推進を図る。

(2) 負の遺産であるPCB廃棄物処理の着実な推進

○PCB廃棄物処理のための拠点的施設整備事業 (廃棄物処理施設整備費補助金（公共）のうち)

24,530 → 24,986

全国的なPCB廃棄物の処理体制の構築を図るため、関係自治体の協力を得つつ、日本環境安全事業株式会社（特殊会社）を活用した拠点的処理施設の整備を円滑に推進する。

○PCB廃棄物の広域的な収集運搬の推進に係る調査

0 → 20

PCB廃棄物の処理を円滑に推進するため、保管事業者による届出及び保管の徹底、安全かつ効率的な収集運搬システムを構築するための調査を行うとともに、大型PCB廃棄物の切断・搬出マニュアルを策定する。

(3) 市町村における浄化槽の整備推進事業の促進

○浄化槽の整備促進

(廃棄物処理施設整備費補助金（公共）のうち)

25,659 → 18,929

* 〈18,159〉

浄化槽整備費補助金

15,929

循環型社会形成推進交付金（新規）

3,000

* 〈 〉内は、平成16年度予算総額から、下記の内閣府に計上している
汚水処理施設整備交付金のうち浄化槽整備事業相当分（7,500百万円）を
除いた予算額であり、当該交付金を含めた平成17年度の浄化槽整備事
業予算の総額は、26,429百万円。

汚水処理施設整備交付金（新規、内閣府計上）

7,500

地域再生計画（仮称）に基づいて、各省所管の汚水処理施設の整備を効率的
に行うために、事業間での融通や年度間での事業量の変更が可能な「汚水処理
施設整備交付金」を交付し、事業完了後の成果について事後評価を行う制度。

○浄化槽市町村整備推進事業（市町村設置型）の緩和

ア. 整備戸数の緩和

- ・ 事業年度内整備戸数の下限（20戸）について、事業が3年以上継続し

た場合又は累積50戸以上整備した場合については、戸数制限を10戸に緩和。

イ. 地域要件等の緩和

- ・ 補助対象地域に係る汚水衛生処理率の要件を緩和。
(汚水衛生処理率の要件「45%未満」を「65%未満」に、「60%未を「85%未満」にそれぞれ引き上げる。)

○有明海及び八代海対策の充実

- ・ 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律に定める地域における市町村設置型の補助要件について、補助対象地域に係る汚水衛生処理率の要件を撤廃するとともに、当該地域を整備戸数の要件緩和地域(年間10戸)に追加。

○維持管理の効率的な手法調査事業

0 → 9

浄化槽の適正な維持管理を推進するため、IT技術を活用し連携して効率的に維持管理をしようとしている地域において、モデル事業を実施し、その結果を評価し、全国的な普及を図る。

3 産業廃棄物適正処理対策の強化、不法投棄の未然防止の推進と支障除去等のための支援、等

○産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

3, 170 → 3, 970

産業廃棄物の不法投棄等に係る支障除去等を代執行する都道府県等を資金支援するために設けている基金の造成に必要な経費の補助を行う。

○不法投棄事案対応支援事業

28 → 40

現場調査や関係法令等に精通した専門家集団(弁護士、会計士、技術士等の支援チーム)を設置し、自治体が行う調査等を現場で支援する。

○産業廃棄物行政人材育成費

0 → 16

都道府県及び保健所設置市の産業廃棄物行政担当者の対処能力を向上させるため、産廃新任職員等への集中的な専門研修(産廃アカデミー)を実施する。

○産業廃棄物処理事案立入調査指導費

0 → 10

広域的に発生した不法投棄事案等において、環境大臣の指示を行うにあたって必要となる環境保全上の支障等に関する現地調査や試料の分析を行うとともに、調査結果に基づき関係地方公共団体間の調整等を行う。

4 廃棄物処理技術の研究開発

○廃棄物処理等科学研究に対する補助

1, 150 → 1, 150

廃棄物の適正処理やリサイクル、循環型社会システムの構築などについて、研究者、企業等が行う研究や技術開発を推進する。

【参考】

I 廃棄物・リサイクル対策関係予算

○公共事業	
平成16年度予算額	134,008百万円 ①
平成17年度内示額	107,847百万円 ②
差引増△減額(②-①)	△26,161百万円(80.5%)
○非公共事業	
平成16年度予算額	8,812百万円 ①
平成17年度内示額	8,871百万円 ②
差引増△減額(②-①)	59百万円(100.7%)
○特別会計(石油及びエネルギー需要構造高度化対策特別会計)	
平成16年度予算額	1,000百万円 ①
平成17年度内示額	1,505百万円 ②
差引増△減額(②-①)	505百万円(150.5%)
○合 計	
平成16年度予算額	143,820百万円 ①
平成17年度内示額	118,223百万円 ②
差引増△減額(②-①)	△25,597百万円(82.2%)

II 公共事業

(単位：百万円)

	平成16年度 予算額	平成17年度 内示額	対前年度 差引増△減額	対前年 度比(%)
廃棄物処理施設	134,008	107,847	△26,161	80.5
ごみ焼却施設等	79,629	60,080	△19,549	75.4
浄化槽	<18,159>	18,929	< 770>	<104.2>
産業廃棄物・PCB 処理施設	25,659	18,929	△6,730	73.8
	28,720	28,838	118	100.4

* < > 内は、平成16年度予算総額から、内閣府に計上している污水处理施設整備交付金のうち浄化槽整備事業相当分(7,500百万円)を除いた予算額をもとに計算したもの(当該交付金を含めた平成17年度の浄化槽整備事業予算の総額は、26,429百万円)。

※この他、

(項) 改革推進公共投資廃棄物再生利用施設整備資金貸付金償還時補助
350百万円

が内示された。

循環型社会形成推進交付金の創設

－循環型社会の形成のために－

1 目的

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

2 概要

市町村（一部事務組合を含む。）が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5カ年）に基づき実施される事業の費用について交付。

① 循環型社会形成推進地域計画の作成

計画対象地域の市町村が、国及び都道府県とともに「循環型社会形成推進協議会」を設け、構想段階から協働し、3R推進のための目標^(注1)と、それを実現するために必要な事業等を記載した循環型社会形成推進地域計画を作成。

② 交付金の交付

国は、循環型社会形成推進地域計画が、廃棄物処理法の基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付。

③ 事後評価

計画期間終了時、市町村に目標の達成状況に関する事後評価^(注2)を求めることとし、その結果等についてチェックし公表。

(注1) 交付金を活用して達成すべき目標を設定。

例) 目標：廃棄物の減量化、リサイクルの推進、最終処分量の抑制 等

(注2) 交付金により整備した施設を拠点とした3R推進のための総合的な取組による達成状況を評価。

3 交付対象

対象地域：市町村（人口5万人以上又は面積400km²以上の計画対象地域を構成する場合に限る。）

注：特例として、沖縄県、奄美群島、離島地域、過疎地域、山村地域、半島地域及び豪雪地域については、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付対象とする。

対象施設：循環型社会の形成を進めるための幅広い施設を対象。

リサイクルセンター

生ごみリサイクル施設

廃棄物原材料化施設

熱回収施設（発電効率又は熱回収率10%以上）

浄化槽

汚泥再生処理施設

最終処分場

高効率原燃料回収施設（モデル）

施設整備に関する計画支援事業 等

4 交付金の額の算定

交付額は対象事業費の1/3を市町村に一括交付。

ただし、対象事業費総額の積算の中で、循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設（高効率原燃料回収施設）については、対象事業費の1/2を交付。

5 事業効果

目標の実現のために、地方の自主性・裁量性を発揮しつつ、国と地方が構想段階から協働し、施策を推進することにより、我が国全体として最適な循環型社会づくりを行うことが可能となる。

また、循環型社会形成推進地域計画に基づき、明確な目標の下で、3Rの推進施策をより総合的・戦略的に推進することが期待される。

循環型社会形成推進交付金の特徴

—市町村等の策定する循環型社会形成推進地域計画に対する総合的支援制度—

1 地方の自主・裁量性の極めて高い制度へ

- 市町村は、支援対象となる事業を組み合わせ、地域の特性に応じた循環型社会形成推進計画を策定。
- 交付金を計画に位置づけられた施設にどのように充てても自由（事業間流用・年度間流用が可能）。

⇒ 地方の実情に即した柔軟な計画と予算配分

2 戦略的な目標設定と事後評価を重視

- 廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、最終処分量の抑制等に関する戦略的な目標を設定。
- 計画に定められた目標の達成状況を事後的に評価し、公表。

⇒ 目標設定と事後評価の重視

3 国と地方が構想段階から協働し、循環型社会づくりを推進

- 国と地方が協議会を設け、構想段階から協働で施策を推進。
- 我が国全体として、さらには国際的な連携も視野に入れて、最適な3Rシステムを構築。一方、自由度の高い制度の創設により、地方の独自性、自主性の発揮も確保。

⇒ 国と地方の新たな連携のもとで循環型社会の形成を推進

循環型社会形成推進交付金制度の概要

循環型社会形成推進協議会

～国、都道府県、市町村が構想段階から協働～



循環型社会形成推進地域計画

○対象地域 人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村(沖縄、離島等は特例として対象)

○3R推進のための目標(例)

発生抑制	一人一日当たりのごみの量(○年比△%減)
リサイクル	リサイクル率(○年比△%増)
最終処分	最終処分されるごみの量(○年比△%減)

○目標を実現するための政策パッケージ

- 再生利用施設 : 可能な限り再使用・再生利用
- 熱回収施設 : 高効率な発電・熱供給(単純焼却は対象外)
- 浄化槽 : 経済的・効率的な生活排水処理
- 污泥再生処理センター : し尿、浄化槽污泥等を高度処理により資源化
- 最終処分場 : 安全で信頼性の高い最終処分(直接埋立は対象外)
- 施設整備に関する計画支援事業 等

○交付金の額の算定

対象事業費の1/3を市町村に一括交付
(循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設(高効率原燃料回収施設)については、対象事業費の1/2を交付)



各種事業の実施による循環型社会の形成

(計画に定められた目標の達成状況を事後的に評価、公表)